

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。此花区役所は地域住民と避難訓練を含む防災の取り組みを進めており、また港区では築港地域における災害時の避難広報等について関係行政機関との協議を行った。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
---	---	--	---	--

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪市消防局】</p> <p>大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案に出場していない消防車両等で避難広報活動を実施する体制を確保している。（ただし、避難広報活動実施中であっても、火災、救急事案を覚知すればその対応を優先する。）（平成24年済み）</p> <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>災害時にはツイッターにより注意を呼びかけることとなっている。本年度については、大雨警報や台風などの際に活用した。</p> <p>【大阪市港区役所】</p> <p>契約管財局および環境局の環境管理部西部環境保全監視グループとの間で勤務時間内における災害発生時の協力協定を締結し、初期初動段階における避難広報や避難誘導にあたる。</p> <p>【大正区役所】</p> <p>ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信の実施。</p> <p>【大阪市住之江区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に区の公用車、ツイッター、フェイスブック、防災スピーカー等を利用して災害情報や避難情報を発信することとしており、区災害対策本部設置運用訓練において、実施体制を定期的に検証。 ・AR機能がある防災アプリの普及・啓発。 <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（防災）平成27年度大阪市震災総合訓練において、無線による避難呼びかけを実施。</p>	<p>【大阪市危機管理室】</p> <p>同報系防災行政無線について、緊急整備を平成27,28年度で実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気や通信が使用できない場合の代替手段の検討が必要。 ・今後も災害時にツイッターによる啓発を継続する。 <p>【大阪市港区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時を想定した訓練の実施。 ・連携した訓練を行う。 <p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所管の公用車を利用した災害時広報の検討が必要である。 ・ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信を継続する。 <p>【大阪市住之江区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もこれまでの取組みを持続的に実施する。

<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
平成27年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等		
<p>【大阪海上保安監部】 所属船により、関係機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしている。部内訓練を行い、手順等を確認している。</p> <p>【大阪市消防局】 大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保している。(平成24年済み)</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保全)所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施。</p>			<p>【大阪海上保安監部】 関係機関との連絡に有効な防災相互通信波(アナログ)の運用継続について、先行きが不透明である。 継続して訓練を行う。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務)多言語での広報についての検討。 (海上保全)所属船舶の保全(避難)との兼ね合いについて現場判断が必要。広報音声の作成及び再生機器・船外マイクの整備など。実施可能な状況であれば対応。</p>		

<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>		■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能となっている。</p>
---	--	---	---	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪港運協会】</p> <p>「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>(防災) 平成27年度大阪市震災総合訓練において、無線による避難呼びかけを実施。</p>	<p>【大阪市危機管理室】</p> <p>同報系防災行政無線について、緊急整備を平成27,28年度で実施。</p> <p>【大阪港運協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難を可能にするため、より具体的な避難体制(地域別の想定被害、避難場所・連絡体制等)を構築する必要がある。 (例)南港・舞洲・夢洲等地域別での各企業・事業所が個別に対策を計画・実施する上での情報の提供、共有化。 ・各企業・事業所の災害対策意識向上・啓発のため地域別説明会等の開催を要請し周知を図る。 ・防災スピーカーの配置・移設・増設の緊急整備完了後のスピーカー設置情報の公開、及び効果の検証が必要。

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保

<p>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p>		■	<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業 水防団</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港区役所では無線による通信訓練を実施し、災害時に情報伝達がスムーズに行えるよう取り組みを行っている。 市港湾局では平成25年度に完成した防潮扉集中監視装置により、防潮扉閉鎖状況共同モニタリングで開閉情報の提供を行っているが、災害時に確認できない状態となった場合の確認方法など、引き続き情報連絡網の構築などを検討していく。</p>
---	--	---	--	--

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。</p> <p>【大阪市危機管理室】 災害対策本部において、災害時優先電話や無線電話等により、防潮扉等の閉鎖状況について情報収集することとしている。</p> <p>【大阪市此花区役所】 港湾局より情報提供されている閉鎖状況の確認方法により、閉鎖状況を確認できるようになった。この情報をもとにツイッター等により情報伝達を実施する予定。</p> <p>【大阪市港区役所】 ・地域に対してデジタル無線を追加配備した。 ・地域での防災訓練時にこれらを使用した通信訓練を行い（区本部⇄地域本部、地域本部⇄各地域）、災害時の不測の事態にも情報伝達がスムーズに行えるよう取組みを行っている。</p> <p>【大正区役所】 区本部設置運用訓練において、防潮扉閉鎖情報への対応訓練を実施（9月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 災害時において港湾部から、万一防潮扉等を閉鎖できない旨の情報伝達があった場合は、あらゆる情報伝達手段を用いて避難広報活動を行うが、各地域災害対策本部に情報伝達し、地域における避難広報を要請する。また、避難所開設運営訓練において、情報伝達体制を定期的に検証。</p> <p>【大阪市港湾局】 （防災）防災行政無線の情報連絡網を作成した。平成27年度大阪市震災総合訓練において、防潮扉閉鎖不可時の対応として、区役所等関係機関と防災行政無線による情報伝達訓練を実施。</p>	<p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪市此花区役所】 ・電気や通信が使用できない場合の代替手段の検討が必要。 ・大雨警報時などを中心として定期的に閉鎖状況画面の確認を行い、災害時に活用できるように備える。</p> <p>【大阪市港区役所】 ・訓練等を積み重ねることで地域における無線従事者の習熟を図る。 ・地域における無線通信訓練の充実。</p> <p>【大正区役所】 ・情報伝達を円滑に行うため、職員の通信機器の操作に係る訓練を継続していく必要がある。 ・区本部設置運用訓練（9月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 ・避難所開設運営訓練において地域災害対策本部と区災害対策本部との情報伝達訓練を実施していない地域がある。 ・避難所開設運営訓練において地域災害対策本部と区災害対策本部との情報伝達訓練を持続的に実施し、これまで実施していない地域に対しては、実施に向けた支援・調整を行っていく。</p>

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。さらに、職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	---	--	---	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信している。 ・国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。 ・その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 	<p>【大阪市危機管理室】 同報系防災行政無線について、緊急整備を平成27,28年度で実施。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p>

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施している。</p>
--	---	--	--	--

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪港運協会】 【大阪市港湾局(計画)】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 【大阪市港湾局】 (防災)防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
--	-------------------------------------

<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
--	---	--	---	---

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
----------------------------------	-------------------------------------

<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <p><近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会> <府県との災害協定の見直しによる意見交換会> <大阪湾港湾機能継続計画推進協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会> <南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会> <有事対応検討会></p> <p>○訓練</p> <p><大阪府地域防災総合演習> <大阪府合同防災訓練> <大規模津波防災総合訓練> <近畿緊急災害現地対策本部運営訓練></p> <p>○その他</p> <p><大坂ノ陣合戦祭り×OSAKAキャッスル☆ハッスル2014> <派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信></p>
--	--	--	---	--

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>①訓練</p> <p>○平成27年度 淀川水防・大阪府地域防災総合演習（5月31日実施） 参加機関：近畿地方整備局、大阪府、大阪市など 参加内容：TEC-FORCE、防災ヘリコプター、排水ポンプ車等を派遣、災害対策車輛・パネル展示</p> <p>○平成27年度 大阪府地震・津波災害対策訓練（1月19日実施） 参加機関：大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府警察本部、第五管区海上保安本部、近畿地方整備局など 参加内容：『ヘリの運用調整』による意見交換会</p> <p>②講演関係</p> <p>○「震災対策技術展」大阪（6月11日～12日実施） 主催：「震災対策技術展」大阪実行委員会 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：パネルディスカッション、講演、パネル展示</p> <p>○防犯防災総合展（6月11日～12日実施） 主催：防犯防災総合展実行委員会、テレビ大阪株式会社 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：講演、災害対策車輛・パネル展示</p> <p>○建設技術展（6月11日～12日実施） 主催：日刊建設工業新聞社、（一社）近畿建設協会 後援：近畿地方整備局、大阪府、大阪市など 参加内容：パネル展示</p> <p>○「防災とボランティアの日」講演会（1月18日実施） 主催：近畿地方整備局、大阪管区气象台、一般社団法人近畿建設協会 後援：神戸大学都市安全研究センター</p> <p>③情報通信</p> <p>○災害時に当局から派遣情報（TEC-FORCE通信）をHPで情報発信。</p> <p>○ハザードマップポータルサイト、DiMAPS（統合災害情報システム）をHPで情報発信。</p> <p>④会議等</p> <p>○市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会</p> <p>○府県との災害協定の見直しによる意見交換会</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会（大阪湾における港湾活動BCP検討委員会から名称変更）」を開催し、大阪湾諸港の災害時の機能継続について検討・情報共有を図る。（H20～実施中）</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震津波対策検討会議」を開催し、「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を策定した。これに対応した具体的な対策計画について、各港ごと府県単位で検討を実施中。（H23～実施中）</p> <p>③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」にて、「広域津波対策基本方針」及び「広域津波対策アクションプラン」を策定し、津波被害の最小化を目指した各機関が実施する津波対策について連携・情報共有を図っている。（H17～実施中）</p> <p>④堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点において、毎年11月の「世界津波の日」に併せて内閣府、自衛隊及び関係自治体等と連携・協力し、現地総合訓練を実施。（H24～実施中）</p> <p>【大阪海上保安監部】 各種連絡会議等、可能な限り積極的に参加し、情報共有を図っている。 【大阪府都市整備部事業管理室】 水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き、各種会議等で検討した地震・津波対策及び訓練について、検討・フォローアップ等を実施する。</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」について、課題の検討・情報共有のため必要に応じて協議会・部会（訓練を含む）を開催し、各機関・組織の連携を図る予定。</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」に対応した具体的な対策計画について検討し、地震津波対策を推進していく予定。</p> <p>③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」で策定されたアクションプランをフォローアップすると共にアクションプランを更新し、各機関が連携した津波被害の最小化を目指す。</p> <p>④堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点における現地総合訓練については、引き続き各機関と連携・協力して実施する。</p> <p>【大阪海上保安監部】 継続的に連絡会議等に出席する。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪市危機管理室】 継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】【大阪市港湾局】 継続的に実施。</p>

【大阪府西大阪治水事務所】

西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。

【大阪市危機管理室】

防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。

【大阪市建設局】

・府市の防潮関連部門（河川・港湾）の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。

・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間で情報共有を進めている。

・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。

【大阪市消防局】

消防に関係する会議等に積極的に参画している。

【大阪市港湾局】

（計画）大阪湾港湾広域防災協議会を近畿地方整備局において新規に設置。

（防災）「臨海部広域津波対策ワーキンググループ」に参加し、情報共有を図っている。

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ④-15</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p><近畿防災連絡会> 防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。 <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。 <国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <南海トラフ巨大地震被害想定部会> 国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。 <津波対策プロジェクト会議> 臨港4区役所と西淀川区をあわせた湾岸5区で開催。</p>
--	--	--	--	---

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】 定期的に会議等を開催し、情報共有を図る。 ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 関係する会議に参加し、情報共有を進める。</p> <p>【大阪海上保安監部】 委員として委嘱を受けている防災会議等、可能な限り積極的に参加することとしている。</p> <p>【大阪府警察本部】 防災機関との定期的な防災連絡会議の開催。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 多方面との防災連絡会議などについては、大阪府事業管理室と共有する。</p> <p>【大阪市危機管理室】 防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。</p> <p>【大阪市建設局】 ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。</p> <p>【大阪市消防局】 消防に関係する会議等に積極的に参画している。</p> <p>【大阪市此花区役所】 大阪市の湾岸に位置する5区で定期的に会議を開催し、情報交換、課題への取り組みを行った。</p> <p>【大阪市港区役所】 湾岸5区および危機管理室により湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議を開催。</p> <p>【大正区役所】 「湾岸部津波対策の推進に係るワーキング」の開催(5回)。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 区長会安全環境防災部会湾岸5区津波対策PTの枠組みで臨港4区と西淀川区、危機管理室で定期的に津波対策の実施状況の検証し、対策の見直し、新たな課題への対策を協議し、必要に応じて関係局と調整。</p> <p>【大阪船主会】 会議招集時には事務局が参加、会議内容は傘下会員各社へ連絡。</p> <p>【大阪港運協会】 地震・津波対策に関係するセミナー・講習会等の参加し、新たな課題について検討している。</p> <p>【大阪フェリー協会】 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 (計画)大阪湾港湾広域防災協議会を近畿地方整備局において新規に設置。 各種防災関連会議に参加。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き実施する。</p> <p>【大阪海上保安監部】 継続的に防災会議等に出席する。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪市危機管理室】【大阪市港湾局】 継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】 ・検討している課題解決に、各局をはじめ大阪府、国、民間など様々な協力が必要である。 ・今後も定期的な会議を継続し、課題解決をめざす。</p> <p>【大阪市港区役所】 ・津波避難ビルの確保 ・長期湛水後の避難所確保や避難誘導方法および区災害対策本部機能の確保 ・遺体安置所の確保 など。 ・ワーキング会議での議論を行うとともに課題の解決に向けて関係機関との調整を図る。</p> <p>【大正区役所】 同ワーキングにより取り上げられた津波避難に係る各項目の課題整理を図っていく必要がある。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 ・現時点では、実施主体のうち、湾岸5区津波対策PT以外の機関と定期的に開催する会議はないが、会議において、どのような事柄をどのような方法で協議するのか、定期手に開催する必要があるのか不明である。 ・今後もこれまでの取組みを持続的に実施する。</p> <p>【大阪船主会】 現在の取組を継続。</p> <p>【大阪フェリー協会】 しかるべき関係機関頼みの立場。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービス(おおさか防災ネット)等により、避難情報の共通発信を行っている。 市危機管理室では、同報系無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持を図っていく。</p>
---	---	--	--	---	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 【大阪市危機管理室】 同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。</p>	

<p>③-13 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。此花区役所は地域住民と避難訓練を含む防災の取り組みを進めており、また港区では築港地域における災害時の避難広報等について関係行政機関との協議を行った。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	---	--	---	--

<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能となっている。</p>
--	---	--	---	---

<p>③-17 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	--	--	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者があることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービス(おおさか防災ネット)等により、避難情報の共通発信を行っている。 市危機管理室では、同報系無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持を図っていく。</p>
---	--	--	---	--

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	<p>■</p>		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。此花区役所は地域住民と避難訓練を含む防災の取り組みを進めており、また港区では築港地域における災害時の避難広報等について関係行政機関との協議を行った。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	----------	--	---	---

<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達が可能となっている。</p>
--	---	--	---	---

<p>④-8 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	---	---	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		
アクション目標(23)：情報伝達機能の確保					
<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施している。</p>
<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>

<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等 <近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会> <府県との災害協定の見直しによる意見交換会> <大阪湾港湾機能継続計画推進協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会> <南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会> <有事対応検討会></p> <p>○訓練 <大阪府地域防災総合演習> <大阪府合同防災訓練> <大規模津波防災総合訓練> <近畿緊急災害現地対策本部運営訓練></p> <p>○その他 <大坂ノ陣合戦祭り×OSAKAキャッスル☆ハッスル2014> <派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信></p>
--	--	--	--	---

<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。さらに、職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	--	--	---	---

<p>④-15 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ②-29</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p><近畿防災連絡会> 防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。</p> <p><建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。</p> <p><国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。</p> <p><大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。</p> <p><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。</p> <p><南海トラフ巨大地震被害想定部会> 国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。</p> <p><南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。</p> <p><津波対策プロジェクト会議> 臨港4区役所と西淀川区をあわせた湾岸5区で開催。</p>
---	--	--	--	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。</p>
--	--	--	--	--	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
【近畿地方整備局港湾空港部】 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。	【近畿地方整備局港湾空港部】 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国交省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。</p>
<p>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、④-12</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>